



出版健保では 特定個人情報保護評価(PIA)を 実施しました

出版健保は、加入者のみなさまの「個人番号(以下「マイナンバー」)」を収集し、マイナンバーを含む「特定個人情報」を取り扱う事務を平成29年1月から行います。これに伴い、特定個人情報保護評価(PIA)を実施しました。

特定個人情報保護評価(PIA)とは?

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」等により、マイナンバーを含む特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体等は、特定個人情報の漏えい等の発生危険性および影響を自ら事前に分析し、これらの事態が発生するリスクを軽減するための措置を講ずることが義務付けられています。

諸外国におけるプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment)に相当し、出版健保も加入者のみなさまのマイナンバーを取り扱いますので、実施が義務付けられています。

特定個人情報保護評価(PIA)の目的は?

マイナンバー制度における保護措置の1つで、特定個人情報ファイルの適正な取り扱いを確保し、特定個人情報の漏えい等を未然に防ぎ、加入者個人のプライバシー等の権利利益を保護することを目的としています。

特定個人情報保護評価(PIA)の対象は?

特定個人情報保護評価の対象は、マイナンバーを含む特定個人情報ファイルを取り扱う事務で、健保組合では「適用・給付・徴収(※)」に関する事務になります。

健保組合では、これらの事務の実施において、特定個人情報の漏えい等の発生するリスクについて評価し、漏えい等の事態が発生するリスクを軽減するための措置を講じます。

(※) 適用 … 資格取得等の事務
給付 … 給付金支払い等の事務
徴収 … 保険料の徴収事務

特定個人情報保護評価(PIA)はどのように行うの?

①「しきい値判断」の実施

特定個人情報保護評価においては、実施する団体の加入者数や特定個人情報を取り扱う人数により実施するレベルが決まっていますが、このレベルを判定します。このレベル判定のことを「しきい値判断」といい、最初に実施します。

②特定個人情報保護評価書の作成・提出・公表

出版健保は「しきい値判断」に基づき、「基礎項目評価書」と「重点項目評価書」の2種類の特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられています。「基礎項目評価書」と「重点項目評価書」の主な記載事項は、[しきい値判断][基本情報][特定個人情報ファイルの概要][リスク対策][開示請求・問合せ]等です。

作成した2種類の特定個人情報保護評価書(「基礎項目評価書」と「重点項目評価書」)は、マイナンバー制度の適正な取り扱いを確保するための業務を行っている第三者機関である「個人情報保護委員会」に提出し、そのホームページで公表します。

※「基礎項目評価書」と「重点項目評価書」の様式、記載事項等については、「個人情報保護委員会」のホームページ(<http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/>)で確認できます。

出版健保の特定個人情報保護評価(PIA)

出版健保の特定個人情報保護評価書(「基礎項目評価書」と「重点項目評価書」)は、平成28年8月1日付で「個人情報保護委員会」のホームページ(<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>)に公表しました。

また、出版健保のホームページ(<http://www.phia.or.jp/member/info/policy.html>)でも公表していますので、ご確認ください。